

条例検討項目(対応措置)について(案)

環境審議会委員意見 環境審議会委員の意見(5/9)(下線は7/15の環境審議会で出された意見) 県民意見1 県民意見のうち第1回検討会に資料提出したもの(3人)
 環境審議会委員意見 専門委員の意見(下線は7/11以降に出された意見) 県民意見2 県民意見のうち第2回検討会に資料提出したもの(2人)
 県民意見2+ 県民意見のうち第2回検討会に追加資料提出したもの(2人)
 県民意見3 県民意見のうち第3回検討会に資料提出したもの(16人)
 (下線は7/11以降に出された意見)

資料1 - 1

事業者としての国・地方公共団体を含む

部門	項目	意見	意見		県民計画 (温暖化防止 対策ファイルNo.)	関連法律	主な関係団体	条例上の実施主体				備考
			番号	提出者				県民	事業者	市町村	備考	
産業部門	事業主に対する温室効果ガス排出量の算定・公表及び削減計画の策定等 (運輸部門・民生部門を含む)	・産業部門と協定を結んで目標達成を促す	1	環境審議会 (委員意見)	温室効果ガス排出実態の把握・公表(3-1) 温室効果ガス削減計画の策定(3-2)	エネルギーの使用の合理化に関する法律(改正予定)	(社)長野県経営者協会					
		・大規模事業所、一定従業員規模、一定面積規模以上の施設に対する温暖化防止計画の策定義務付け(公共施設も含む)	2	環境審議会 (委員意見)								
		・事業所に、環境問題を推進するための担当者を置き、常に成果について把握し報告する	3	県民意見1								
		・省エネルギー法に基づく第一種及び第二種(熱と電力を合算し、重油換算1500Kl/年以上)事業所。既に省エネルギー法でH18.4.1より	4	委員意見								
		・上記に基づき県内事業所を合算し1500Kl/年使用の会社。施行はH19.4.1より。削減は自主計画、新規事業は別途管理。	5	委員意見								
		・熱と電力を合算し、重油換算00Kl/年以上の会社。施行はH19.4.1より。削減は自主計画「00」は後日に決定する。年度毎に拡大を。	6	委員意見								
		・一定量以上使用の公共施設(産官が率先垂範) 使用量00Kl/年以上と県が指定した施設。「00」は後日に決定する。	7	委員意見								
		・二酸化炭素の排出量が一定規模以上の企業に二酸化炭素排出量や温暖化防止対策の報告を義務付けること。また、第一次産業においても、ハウス栽培等において二酸化炭素を多く排出している可能性があるため、同様とすること。	8	県民意見3								
		・省エネ対策が進んでいない事業者については、温暖化効果ガス排出量削減目標の設定義務付け、企業内管理者の育成支援、ESCO事業の斡旋等を行うこと。	9	県民意見3								
		・温室効果ガス削減計画の策定の際には、従業員による通勤の項目を入れ、マイカー通勤からの排出量も削減対象とする。	10	委員意見								
運輸部門	大口自動車保有者に対する使用合理化計画の策定等	・一定台数以上の自動車を使用する事業者等による使用合理化計画の作成	11	事務局	マイカー通勤の削減(2-(2)-1)(大口自動車保有者の自動車使用合理化)		(社)長野県経営者協会 (社)長野県バス協会 長野県タクシー協会 (社)長野県トラック協会					
		・一定台数以上の自動車を使用する事業者の低公害車の導入及び導入割合の届出	12	事務局								
	駐車場等でアイドリング・ストップの表示	・駐車場等の管理者等による駐車時におけるアイドリングストップの周知	13	事務局	自動車交通のエコ化(2-(2)-4)(エコドライブの推進)							
	その他	アイドリング・ストップの実施	・アイドリング・ストップの義務化	14	県民意見2・2+・3							
		輸送に関する温室効果ガス排出量の算定・公表及び削減計画の策定	・輸送事業者(貨物・旅客)。 ・荷主事業者(1000万Ton・Km/年以上)。 ともに既に省エネルギー法でH18.4.1より	15	委員意見	エネルギーの使用の合理化に関する法律(改正予定)	(社)長野県経営者協会 (社)長野県バス協会 長野県タクシー協会 (社)長野県トラック協会					
			・上記法律で、対象事業者の枠拡大。	16	委員意見							
	マイカー通勤の削減	・マイカー通勤を制限するためのマイカー通勤税の導入	17	県民意見2	マイカー通勤の削減(2-(2)-1)		(社)長野県経営者協会					
・マイカー通勤をやめ電車・バス利用		18	県民意見3									
・企業のマイカー相乗り通勤		19	委員意見									
・マイカー通勤実態と排出量の把握		20	委員意見									
・一定要件(従業員規模等)を満たす事業所に従業員のマイカー通勤に伴う温室効果ガスの排出削減計画を策定してもらう		21	事務局									

条例検討項目(対応措置)について(案)

環境審議会委員意見 環境審議会委員の意見(5/9)(下線は7/15の環境審議会で出された意見) 県民意見1 県民意見のうち第1回検討会に資料提出したもの(3人)
 環境審議会委員意見(下線は7/11以降に出された意見) 県民意見2 県民意見のうち第2回検討会に資料提出したもの(2人)
 県民意見2+ 県民意見のうち第2回検討会に追加資料提出したもの(2人)
 県民意見3 県民意見のうち第3回検討会に資料提出したもの(16人)
 (下線は7/11以降に出された意見)

事業者としての国・地方公共団体を含む

部門	項目	意見	意見		県民計画 (温暖化防止 対策ファイルNo.)	関連法律	主な関係団体	条例上の実施主体				備考	
			番号	提出者				県民	事業者	市町村	県		
運輸部門 その他	マイカー通勤の削減	・公共交通機関を使えば何かしらの優遇を得られるようにして、マイカー通勤には不当な圧力を掛けのほおかしい	22	県民意見3									
	公共交通機関の利用促進・改善	・電車・バスの数を多くして車がなくても生活できるようにする	23	県民意見1	公共交通機関、自転車利用を促進する交通体系の創造(2-(2)-2)			(社)長野県バス協会 (社)日本民営鉄道協会 JR東日本・東海 しなの鉄道(株)					
		・自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出を抑制するために、事業者および県民は、可能な限り自家用自動車の使用を控え、公共交通機関または自転車の利用に努めなければならない(通勤、買い物、レジャー等におけるバス・電車・自転車等の利用)。	24	委員意見									
		・県市町村および事業者は、公共交通機関の利便性、快適性、経営の安定性を高めるために抜本的な努力をしなければならない。	25	委員意見									
		・県市町村は、新しいタイプのTDM施策であるモビリティ・マネジメントを積極的に導入する必要がある。	26	委員意見									
		・公共交通の市町村営化	27	委員意見									
		・県内鉄道・バス等交通事業者による公共交通協力機構を設置し、各事業体の接続とサービス向上を図る。	28	委員意見									
		・輸送のモーダルシフト(自動車、鉄道、内航海運)を進めるため、指針づくりや事業者に対する補助制度導入等の対策を講じること。	29	県民意見3									
		・新幹線、リニアモーターカー、高速道路、高規格道路、空港など長距離、高速の交通網の発達による温暖化効果ガスの排出量増加の重大な一因であるため、行政において温暖化対策と交通政策の整合性を徹底すること。	30	県民意見3									
	・公共の交通機関が不便である(便数が少ない、運賃が高い、駐車場がない。)ため、駅周辺の駐車場確保や、マイカーを使わず徒歩、電車、自転車で通勤する人への補助制度等を導入すること。	31	県民意見3										
	自転車を利用しやすい街づくり	・自転車道の長野モデル化	32	委員意見	公共交通機関、自転車利用を促進する交通体系の創造(2-(2)-2)								
		・自転車を利用しやすい街づくりを推進	33	県民意見2+									
		・県市町村は、自動車の代替手段としての自転車の安全かつ適正な利用の促進に向けて、自転車利用環境の抜本的な整備を行わなければならない。	34	委員意見									
		・道路法施行令第34条の改正を踏まえ、歩道上に駐輪施設を積極的に設置し、町じゅういたるところに駐輪スペースを作る。	35	委員意見									
		・自転車の走りやすい道路に整備し自転車の利用を促進する	36	県民意見3									
		・安心して自転車走行できるエリアを確保するために、せめて幹線道路に歩道(自転車道)を整備する。	37	県民意見3									
		・市、町は市街化区域内の全ての住宅から500m以内の距離でアクセスできる自転車道路(適切な歩道との共用も含める)を計画する。	38	委員意見									
		・市、町は主たる通勤時の動線に沿った幹線自転車道を計画し、その実現を進める。	39	委員意見									

条例検討項目(対応措置)について(案)

環境審議会委員意見 環境審議会委員の意見(5/9)(下線は7/15の環境審議会で出された意見) 県民意見1 県民意見のうち第1回検討会に資料提出したもの(3人)
 環境審議会委員意見 専門委員の意見(下線は7/11以降に出された意見) 県民意見2 県民意見のうち第2回検討会に資料提出したもの(2人)
 県民意見2+ 県民意見のうち第2回検討会に追加資料提出したもの(2人)
 県民意見3 県民意見のうち第3回検討会に資料提出したもの(16人)
 (下線は7/11以降に出された意見)

事業者としての国・地方公共団体を含む

部門	項目	意見	県民計画		関連法律	主な関係団体	条例上の実施主体				備考
			番号	提出者			県民	事業者	市町村	県	
運輸部門	その他	・公共交通対策税の上乗せや、駐車場に課税し公共交通事業者に補助する	40	委員意見	公共交通機関、自転車利用を促進する交通体系の創造(2-(2)-2)						税
		・自動車用ガソリンに環境税をかける	41	県民意見1							税
		・自動車には環境税をかけ燃料効率の悪い車や大型車には課税を重くする	42	県民意見3	自動車交通のエコ化(2-(2)-4)						税
		・自動車税の一部車種への優遇措置に対し、古い車を大事に乗っている方々への重課税は不公平	43	県民意見3							税
		・自動車の所有、使用に関して規制を設けたり、特定の車種への優遇処置等を講じる事には反対	44	県民意見3							
		・交通が不便な地域にあってマイカー使用の制限は無理	45	県民意見3							
		・自動車の燃費規制を実施すること。	46	県民意見3							
		・自動車メーカーと県による委員会を設置し、定期的に意見交換やメーカーへの要望などが伝えられる場を作る	47	県民意見2+			長野県自動車販売店協会				
		・自動車販売店が省エネ性能の説明義務を負う	48	事務局		エネルギーの使用の合理化に関する法律(改正予定) - 情報提供の努力義務	長野県自動車販売店協会				
		・自動車を購入する際には、トップランナー基準のものを購入するよう努めなければならない	49	事務局	自動車交通のエコ化(2-(2)-4)						
・事業者および市民は、自家用自動車の適正な使用および管理により、自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制に努めなければならない(貨物輸送の効率化、鉄道へのモーダルシフト、環境負荷の少ない自動車の使用、アイドリングストップなど)。	50	委員意見			(社)長野県バス協会 民間鉄道事業者 長野県自動車販売店協会						
民生部門	家電販売店における省エネルギー性能の説明	・家電販売店が省エネ性能の説明義務を負う	51	委員意見	省エネルギー機器の普及(1-(3)-2)	エネルギーの使用の合理化に関する法律(改正予定) - 情報提供の努力義務	長野県電機商業組合 大型家電販売店				
		・家電販売店の省エネ性能の説明員(普及員)の養成	52	委員意見							
	省エネラベルの表示	・省エネラベルの家電販売店への表示	53	委員意見							
		・省エネラベルの家電販売店への表示(義務)	54	委員意見	省エネルギー機器の普及(1-(3)-2)	エネルギーの使用の合理化に関する法律(改正予定) - 情報提供の努力義務	長野県電機商業組合 大型家電販売店				
		・一定量以上販売の販売店には省エネラベルの表示を義務	55	委員意見							
		・県が環境ラベル(省エネを含め)の普及に努める。	56	委員意見							
	その他	・省エネ製品を普及するため、省エネラベル商品購入時の補助制度等を導入すること。	57	県民意見3							
		・電機メーカーと県による委員会を設置し、定期的に意見交換やメーカーへの要望などが伝えられる場を作る	58	県民意見2+							
		・待機電力の削減(使用しないときはコンセントを抜く)	59	県民意見3	省エネルギー機器の普及(1-(3)-2)						
		・冷暖房機の使用は極力さける	60	県民意見3							
・一般家庭において環境家計簿作成等家庭での取り組みを推進し、努力家庭を表彰する等省エネを奨励すること。		61	県民意見3								
・一般家庭への省エネ普及指導員?の養成	62	委員意見									

条例検討項目(対応措置)について(案)

環境審議会 環境審議会委員の意見(5/9)(下線は7/15の環境審議会で出された意見) 県民意見1 県民意見のうち第1回検討会に資料提出したもの(3人)
 委員意見 専門委員の意見(下線は7/11以降に出された意見) 県民意見2 県民意見のうち第2回検討会に資料提出したもの(2人)
 県民意見2+ 県民意見のうち第2回検討会に追加資料提出したもの(2人)
 県民意見3 県民意見のうち第3回検討会に資料提出したもの(16人)
 (下線は7/11以降に出された意見)

事業者としての国・地方公共団体を含む

部門	項目	意見	意見		県民計画 (温暖化防止 対策ファイルNo.)	関連法律	主な関係団体	条例上の実施主体				備考	
			番号	提出者				県民	事業者	市町	村		
民生部門	建築物関係	大規模な建築物の建設時における環境配慮計画の策定等	・大規模なマンションは断熱材など構造上見合ったものを義務付け、配慮事項の届出、計画書の提出を義務付け	63	環境審議会(委員意見)		エネルギーの使用の合理化に関する法律(改正予定)	マンション・オフィスビル開発団体					
			・大規模な建築物(公共建築物、マンション、オフィスビル、量販店等)は断熱・気密性の確保、自然エネルギー利用など省エネルギー計画に見合ったものを義務付け、配慮事項の届出、計画書の提出を義務付け	64	委員意見								
			・住宅等の建設に際しては、温暖化対策など環境に配慮したものにしているかチェックし、施工者に協力理解を求める。建設事業者には、設計上配慮するためのマニュアルを配布・周知する	65	県民意見1								
			・水道凍結防止帯不使用による省エネ指導(改造工事の費用対効果の説明) 建築確認時、不使用工法を義務化	66	委員意見	省エネルギー機器の普及(1-(3)-2)							
			・オフィスビル、マンション等の壁から放出される蓄熱を減少させる方法が実用化され次第、義務化	67	県民意見2+								
			・建築確認等の機会において、施主に対し省エネ、県産材活用等の住宅に関する諸施策、手法を周知すること。	68	県民意見3								
	冷暖房温度の設定	・行政機関、公共機関、企業、銀行、スーパー、大型ショッピングセンター、飲食店、美容院、公共運送機関に夏のエアコンの温度を28 に義務化	69	県民意見2+									
		・行政機関、公共機関、企業、銀行、スーパー、大型ショッピングセンター、飲食店、美容院、公共運送機関に冬の暖房の設定温度を18 に義務化。但し、病院、高齢者施設等やむを得ない用途の建築物は除外。	70	委員意見									
	その他	・オフィスビル、マンション等に雨水タンクを取り付けトイレの洗浄に利用する	71	県民意見2+	中水(雨水)の積極的な利用(1-(4)-2)								
		・建物のライトアップや広告灯などの点灯は時間や期間などを規制する。	72	県民意見3									
	ヒートアイランド対策・都市緑化	屋上緑化の推進	・都市部のヒートアイランド対策	73	環境審議会(委員意見)		地方税法	日本チェーンストア協会 ビル管理団体 他					
			・市は緑化適切地域を選定し、地域内の一定以上の台数の駐車場に対し、環境負担金を課す。駐車場を緑化する場合に緑化対策費を補助し、別に定める基準を満たす公園化する場合は固定資産税の削減を行い、必要な資金を補助する。駐車場から得られた環境負担金はこれらの緑化対策に充てる。	74	委員意見	都市緑化の推進(2-(1)-3)					市町村税		
			・3階建以上のオフィスビル、集合住宅及び平屋建以上のスーパー、工場、ショッピングセンターなどの大型店舗の屋上の緑地化を義務づける	75	県民意見2+								
			・一定規模以上の建物の屋上緑化を義務付ける。県公共施設の屋上緑化を計画的に進める。	76	委員意見								
・県内の道路の舗装をすべて「遮熱性舗装」とする			77	県民意見2+									
・日没後の主要道路への散水			78	県民意見2+									
	・中央道長野線が開通して以来、涼しい風が遮られ夏場の市内の気温が日没後下がらなくなってしまった。今後の都市開発の参考にしていきたい。	79	県民意見2+										

条例検討項目(対応措置)について(案)

環境審議会委員意見 環境審議会委員の意見(5/9)(下線は7/15の環境審議会で出された意見) 県民意見1 県民意見のうち第1回検討会に資料提出したもの(3人)
 環境審議会委員意見(下線は7/11以降に出された意見) 県民意見2 県民意見のうち第2回検討会に資料提出したもの(2人)
 県民意見2+ 県民意見のうち第2回検討会に追加資料提出したもの(2人)
 県民意見3 県民意見のうち第3回検討会に資料提出したもの(16人)
 (下線は7/11以降に出された意見)

事業者としての国・地方公共団体を含む

部門	項目	意見	番号		提出者	県民計画 (温暖化防止 対策ファイルNo.)	関連法律	主な関係団体	条例上の実施主体				備考	
			番号	提出者					県民	事業者	県	市町村		
民生部門 環境教育関連	地域における環境教育の推進	・住民に対し、様々な機会をとらえて教育・学習に努める	80	県民意見1	環境教育・環境学習の実施(4-1)									
		・健康な市民全員が年何回かの環境保全の為に活動する機会をつくる	81	県民意見3										
		・環境保全活動の中で子ども達に体験学習させる	82	県民意見3										
		・長年の体験を積み上げた高齢者の知恵を様々な機会をつくり子ども達に伝えていく	83	県民意見3										
		一般的に県民にとって地球温暖化は未だ身近な問題ではないため、市町村と協力して、温暖化防止対策(行政・県民)についての説明会をきめ細やかに、かつ確実に開催すること。	84	県民意見3										
	学校教育における環境教育の推進	・義務教育の課程で、地球温暖化など環境問題について学習を深める	85	県民意見1										
		・県による県民への啓蒙及び学校教育への取り入れの義務化	86	県民意見2+										
		・小、中学校で環境教育の実施をして欲しい	87	県民意見3										
		・社会科・理科教育と環境政策学の統合	88	委員意見										
		・小学5年と中学1年で家庭での環境保全活動であるKids ISOを必ず行う。子供から家庭をかえる。	89	委員意見										
		・教育関係者への環境教育	90	委員意見										
		・子供たちに農作業手伝いの総合学習や農作業実習を通して情操教育や農産物育成の実体験などを奨励	91	県民意見2										
		・小中学校での環境教育を義務付けること。特に学校等において太陽光発電、マイクロ水力発電、風力発電、ゴミ堆肥化等の実践的施設を整備し、活用すること。	92	県民意見3										
	・温暖化防止の行動を起こす環境教育が必要。義務教育だけでなく、高校、大学まで対象を広げる必要がある。	93	環境審議会(委員意見)											
	交通環境教育の実施	・小学校の教育課程の中に交通安全教育と交通環境教育を必須の課程として含める。	94	委員意見										
		・環境教育の中に子供向けのマイカーに関するプログラムの設定	95	委員意見										
		・「自転車の安全」と「道路の共有」に関する課程を自動車運転者教育のプログラムに含める。	96	委員意見										自動車教習所
		・事業者は、自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出を抑制するために、その従業員に対し、交通環境教育を行うよう努めなければならない。	97	委員意見										(社)長野県経営者協会
・かしこいクルマの使い方を考えるモビリティ・マネジメントのプログラム(TFP:トラベル・フィードバック・プログラム)を活用して、事業所交通マネジメント、住民対象のモビリティ・マネジメント、および小学校の児童と父兄をターゲットとする交通環境教育を実施する。		98	委員意見											

条例検討項目(対応措置)について(案)

環境審議会 委員意見 環境審議会委員の意見(5/9)(下線は7/15の環境審議会で出された意見) 県民意見1 県民意見のうち第1回検討会に資料提出したもの(3人)
 環境審議会 委員意見 専門委員の意見(下線は7/11以降に出された意見) 県民意見2 県民意見のうち第2回検討会に資料提出したもの(2人)
 県民意見2+ 県民意見のうち第2回検討会に追加資料提出したもの(2人)
 県民意見3 県民意見のうち第3回検討会に資料提出したもの(16人)
 (下線は7/11以降に出された意見)

事業者としての国・地方公共団体を含む

部門	項目	意見	意見		県民計画 (温暖化防止 対策ファイルNo.)	関連法律	主な関係団体	条例上の実施主体				備考		
			番号	提出者				県民	事業者	県	市町村			
民生部門	環境対策計画の策定等	・24時間営業店舗に環境対策(計画)を提出させる	99	委員意見	24時間型営業の削減(2- (1)-2)		日本チェーンストア協会 (社)日本フランチャイズ チェーン協会 長野県石油商業組合							
		・24時間型営業施設の新設の際には、環境対策(計画)の提出させ、適切でない物に関しては、適切になるように指導する。	100	委員意見										
	営業時間の削減	・24時間営業に対し環境税のようなものを課税することによる経済的に成立しない店舗が撤退しやすくする	101	委員意見										税
		・24時間スーパーの全廃(24時間スーパーからの環境税の徴収検討)	102	県民意見2										税
		・夜間消費税により、夜間営業の不採算から撤退へ誘導	103	委員意見										税
		・24時間営業をやめる	104	県民意見3										
		・大型スーパーやコンビニなどの営業時間の規制をする	105	県民意見3										
		・ゾーニングによる夜間規制の検討	106	委員意見										
		・コンビニは夜10時までの営業とする	107	県民意見1										
		・24時間営業自粛指導	108	委員意見										
		・大型スーパーやコンビニなどの営業時間の規制を要望する。	109	委員意見										
		・大型スーパー・コンビニの営業時間は、午前6時から午後11時までとする。このため地域ごとに利用者と企業の協議を進める。	110	委員意見										
		・(県の仲介の元)地域協定締結による24時間営業の見直し	111	委員意見										
		・TV各局、飲食店、大型ショッピングセンター等の深夜営業の自粛を働きかける	112	県民意見2+										
		・24時間営業の削減は県民計画以来長野県のひとつの特色にもなっているので、引き続き各事業者の自粛を促すこと。また、新規店舗に対し何らかの規制を行う等手立てを盛り込むこと。	113	県民意見3										
		・事業者の協力を得て、「24時間営業自粛の日」や「ネオン等の一斉消灯の日」を制定する等のアピールを行うこと。	114	県民意見3										
・市町村が事態を把握し公表する(毎年)	115	委員意見												
・24時間営業の見直し業者の表彰、公表	116	委員意見												

条例検討項目(対応措置)について(案)

環境審議会 委員意見 環境審議会委員の意見(5/9)(下線は7/15の環境審議会で出された意見) 県民意見1 県民意見のうち第1回検討会に資料提出したもの(3人)
 環境審議会 委員意見 専門委員の意見(下線は7/11以降に出された意見) 県民意見2 県民意見のうち第2回検討会に資料提出したもの(2人)
 県民意見2+ 県民意見のうち第2回検討会に追加資料提出したもの(2人)
 県民意見3 県民意見のうち第3回検討会に資料提出したもの(16人)
 (下線は7/11以降に出された意見)

事業者としての国・地方公共団体を含む

部門	項目	意見	意見		県民計画 (温暖化防止 対策ファイルNo.)	関連法律	主な関係団体	条例上の実施主体				備考			
			番号	提出者				県民	事業者	市町村	備考				
民生部門	環境対策計画の策定等	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ型自販機の設置割合を年度ごとに設定し、自販業者に義務付け。 ・環境配慮事項(温室効果ガス排出量の算定と削減計画等)の届出義務を課す 	117	委員意見	24時間型営業の削減(2-(1)-2)(自動販売機の合理化)		全国清涼飲料工業会 日本自動販売機工業会 日本自動販売協会 長野県自動販売機事業者連絡会								
			118	委員意見											
	設置台数の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間消費税の徴収 ・新設時には環境協力税?を ・自動販売機(たばこ・ジュース)をすべてなくす ・自動販売機の設置を規制する ・(県の仲介の元)地域協定締結等による規制 ・公共施設からの撤去(再契約の打ち切り) ・自動販売機の設置実態の把握と公表 ・見直し業者の表彰、公表 	119	委員意見										税	
			120	委員意見										税	
			121	県民意見1・2+											
			122	県民意見3											
			123	委員意見											
			124	委員意見											
			125	委員意見											
			126	委員意見											
	屋内設置の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・自動販売機は屋内のみにして欲しい ・自動販売機は屋内のみにして欲しい(が望ましいとする) ・自動販売機屋内設置義務 ・自動販売機の新設は屋内の設置を原則とし、屋外に設置する場合は、環境対策(計画)の提出させ、適切でない物に関しては、適切になるように指導する。 	127	県民意見3											
			128	委員意見											
			129	委員意見											
			130	委員意見											
	自然エネルギー関連	自然エネルギーを活用した電力の推進	電力供給者	131				委員意見	地場産再生可能電力の供給目標として2010年に一定割合(例えば10%)を目指す(1-(1)-4)	電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(RPS法)(上乘せ)	(株)中部電力				
				132				環境審議会(委員意見)							
133				委員意見											
134				県民意見3											
135				県民意見3											
136			委員意見												
電力需用者	大口電力利用者へのグリーン電力調達義務付け(減免措置あり)					(社)長野県経営者協会									

条例検討項目(対応措置)について(案)

環境審議会委員意見 環境審議会委員の意見(5/9)(下線は7/15の環境審議会で出された意見) 県民意見1 県民意見のうち第1回検討会に資料提出したもの(3人)
 環境審議会委員意見 専門委員の意見(下線は7/11以降に出された意見) 県民意見2 県民意見のうち第2回検討会に資料提出したもの(2人)
 県民意見2+ 県民意見のうち第2回検討会に追加資料提出したもの(2人)
 県民意見3 県民意見のうち第3回検討会に資料提出したもの(16人)
 (下線は7/11以降に出された意見)

事業者としての国・地方公共団体を含む

部門	項目	意見	意見		県民計画 (温暖化防止 対策ファイルNo.)	関連法律	主な関係団体	条例上の実施主体				備考
			番号	提出者				県民	事業者	市町村	県	
民生部門	自然エネルギー関連	自然エネルギーの利用促進	・公的機関は、率先して自然エネルギーの活用に努める	137	県民意見1	地場産再生可能エネルギーの活用(1-(1))						
			・自然エネルギー(風力、水力、太陽光その他)の利用を促進する	138	県民意見3							
			・地域性を生かした環境への影響の少ないクリーンなエネルギーによるシステムの導入	139	県民意見3							
			・自然エネルギー活用施設の普及を図るため、低価格で効率のよい製品の開発に対する支援と、業者(異業種)間の情報の共有、技術協力などに努める	140	県民意見1							
			・市町村単位で、自然エネルギー活用状況を公表する。太陽光・水力・風力の活用その他、ハイブリッドカーの導入や焼却ごみの排出状況など	141	県民意見1							
			・自然エネルギーの普及に尽力したことを評価して、税制上の措置を含め助成策を講ずる	142	県民意見1						税	
			・家庭用だけでなく、太陽光発電を利用した照明設備や独立電源としての利用等、広く太陽光・風力・水力等の新エネルギーを対象とした助成	143	県民意見3							
			・太陽光、間伐材利用等再生可能な新エネルギーを普及するため、積極的にアピールするとともに、家庭での設置に対する補助制度等を導入すること。	144	県民意見3							
			・風力発電、小水力発電等の新エネルギー導入の際の申請に対する優遇措置(規制緩和)	145	県民意見3							
			・地場産再生可能エネルギーの利用促進(地産地消の推進)、利用推進の為に補助金、減税等による助成策	146	県民意見3						税	
			・長野県版環境税を財源として、自然エネルギーの開発、有効活用に対し県独自の補助金や減税措置	147	県民意見3						税	
			・自然エネルギーを最大限活用するため、公共用地等や河川等の活用ができるように努める	148	県民意見1							
			・県管理地のなかで、水・風を発電事業に有効に利用出来る場所は開放して、自然エネルギーを利用した発電設備の設置が出来るように配慮	149	県民意見3							
	自然エネルギー関連	マイクロ水力発電の推進	・ダム建設を要しない中小水力発電所の設置に対して利水料または税金の軽減して、水の有効活用をできる県独自の施策を取り入れていただきたい。	150	県民意見3	マイクロ水力、雪氷冷熱エネルギー等の活用1-(1)-3)					税	
			・ダムを保有しない小中水力発電事業者に対して、利水料を減額する取り入れをいただきたい。	151	県民意見3							
			・マイクロ水力、小水力への支援(電力会社から大型水力の水資源利用税を徴収)	152	委員意見					税		
			・マイクロ水力発電の可能性のある河川、工場排水を対象に水利権などの調整を行い、利用の促進を図る。	153	委員意見							
			・小規模水力発電設置に係わる水利権の規制緩和	154	県民意見3							

条例検討項目(対応措置)について(案)

環境審議会委員意見 環境審議会委員の意見(5/9)(下線は7/15の環境審議会で出された意見) 県民意見1 県民意見のうち第1回検討会に資料提出したもの(3人)
 環境審議会委員の意見(下線は7/11以降に出された意見) 県民意見2 県民意見のうち第2回検討会に資料提出したもの(2人)
 県民意見2+ 県民意見のうち第2回検討会に追加資料提出したもの(2人)
 県民意見3 県民意見のうち第3回検討会に資料提出したもの(16人)
 (下線は7/11以降に出された意見)

事業者としての国・地方公共団体を含む

部門	項目	意見	意見		県民計画 (温暖化防止 対策ファイルNo.)	関連法律	主な関係団体	条例上の実施主体				備考
			番号	提出者				県民	事業者	市町村	県	
民生部門	太陽光・熱の利用	・太陽光発電の設置支援	155	委員意見	太陽エネルギーの活用 (太陽光発電、太陽熱利用)(1-(1)-2)							
		・全ての小中高等への10KW太陽光発電設置計画策定(家庭用3kw×3方式による低価格モデル)ファンドからの支援	156	委員意見								
		・自然循環型太陽熱温水器(国の補助対象外)に補助	157	委員意見								
		・太陽光は設備に費用がかかり、日照時間の少ない所では採算が取れない。補助金があり個人負担が軽減できれば導入できるのでは	158	県民意見3								
	風力発電の推進	・風力発電が広まる様に、条例に盛り込んで推進	159	県民意見3								
	バイオマス	・エネルギー作物生産者税制優遇	160	委員意見							税	
		・市町村は燃やされている主なバイオマス資源(間伐材、剪定枝、建築廃材など)の調査を行い、エネルギー利用の可能性を検討する。	161	委員意見	木質バイオマスエネルギーの活用(暖房利用、発電利用)(1-(1)-1)							
		・初期投資補助・利子補給	162	委員意見								
	その他	・自然エネルギーランニング費用補助	163	委員意見								
		・「電気料金への課徴金」は国で議論されている「環境税」と整合しない。また、長野県のみで電気料金に課徴金を課すと、電気多消費型の工場等が他県へ移転し長野県経済に悪影響を及ぼす危険がある。	164	県民意見3								
		・切り捨て間伐材の場所などの情報を広く周知し、欲しい人に取りに来てもらうなどの木材の有効利用	165	委員意見								
	県産材の利用促進	・県産材利用の促進をする	166	県民意見3	豊かな森林資源の活用 (1-(2))						税	
		・間伐材の活用など森林整備事業を進める(環境税で助成する)	167	県民意見3								
		・県産材利用住宅の固定資産税額評価のグリーン化(市町村の減免分を県が支援)	168	委員意見	住宅資材の県産材利用の促進(1-(2)-3)	地方税法				市町村税		
		・県内のすべての小中学校・高校、県立施設の暖房に木質ペレットストーブ、ペレットボイラーを計画的に導入する。	169	委員意見	木質バイオマスエネルギーの活用(暖房利用、発電利用)(1-(1)-1)							
ペレットストーブ・木製機等の導入促進	・県産バーゲンペレットへの価格補填(化石燃料由来の財源から)地域通貨、ファンドの活用	170	委員意見						税			
	・ペレット用間伐材の山からの引き出しに地域通貨、NPOなどを活用	171	委員意見									
	・全ての小中高へ県産材の机、椅子、ペレットストーブを設置するための計画策定義務化と県による支援(ファンド、森林税など)	172	委員意見						税			
	・山間地における間伐材の有効利用による薪ストーブや薪ボイラーの普及促進に対する助成。	173	県民意見3	木質バイオマスエネルギーの活用(暖房利用、発電利用)(1-(1)-1)								
	・有用な森林の育成をはかる	174	県民意見3	多様で健全な森林整備(1-(2)-4)								
その他	・二酸化炭素の森林吸収に関する研究に対する支援、県独自の研究	175	県民意見2+									

条例検討項目(対応措置)について(案)

環境審議会委員意見 環境審議会委員の意見(5/9)(下線は7/15の環境審議会で出された意見) 県民意見1 県民意見のうち第1回検討会に資料提出したもの(3人)
 環境審議会委員意見(下線は7/11以降に出された意見) 県民意見2 県民意見のうち第2回検討会に資料提出したもの(2人)
 県民意見2+ 県民意見のうち第2回検討会に追加資料提出したもの(2人)
 県民意見3 県民意見のうち第3回検討会に資料提出したもの(16人)
 (下線は7/11以降に出された意見)

事業者としての国・地方公共団体を含む

部門	項目	意見	県民計画		関連法律	主な関係団体	条例上の実施主体				備考	
			番号	提出者			県民	事業者	市町村	県		
民生部門	有機物循環システム	地産・地消の推進	・地場農産物の優遇(販売する農産物の産地までの距離に応じて税金をかける)	176	県民意見2	有機物循環システムの構築(1-(4)-1)						税
			・地産・地消の食料自給率の向上を促進する	177	県民意見2							
			・地産地消を推進し、学校給食では特にその地域でとれる旬の食材を多く取り入れるようにする	178	県民意見3							
			・農産物の地産地消を促進すること。	179	県民意見3							
	堆肥利用の推進	・生ゴミと畜フンを発酵させた良質堆肥生産システムをつくる。	180	委員意見	有機物循環システムの構築(1-(4)-1)							
		・農業用ビニールマルチから堆肥マルチへの転換をはかる。	181	委員意見								
		・生ゴミの堆肥化を進めるために、コンポスト等への補助を進めると同時に、堆肥化が進むようにソフト面での支援を行う。	182	委員意見								
	その他	・有機資源利活用の促進施策を明確に打出す	183	県民意見2	有機物循環システムの構築(1-(4)-1)							
		・有機資源を棄てず燃やさず利活用することを多様に出現させる	184	県民意見2								
		・畜産業の未利用資源や木質系資源を家畜飼料として利活用	185	県民意見2								
	観光旅行者	・旅行者は長野県が地球温暖化対策を進めている県であることを認識し、移動計画、宿泊の際に省エネルギー化に協力する。	186	委員意見	エコ観光のための交通対策(2-(2)-3)	信州・長野県観光協会 (社)日本旅行業協会 (社)全国旅行業協会						
		・県外からの観光客に対し、県の取り組みを理解してもらうため、宿泊施設での普及啓発、県外へのアピール等を促進すること。	187	県民意見3								
		・旅行関連業者は環境に配慮した観光ができるような、旅行計画を作成し、観光客にもその旨を理解してもらいながら、実施する。	188	委員意見								
	公共事業	・ハード(工事)は二酸化炭素増加の原因と考えることから、ソフトに予算を使用しやすい環境を整えるのが県の役割	189	県民意見2+								
		県の公共事業については、温暖化防止の点からチェックを義務付け、事業計画に加える。	190	委員意見								
市町村の公共事業に対しても同じ主旨から援助し普及を図る		191	委員意見									
・公共機関で導入利用する設備は、イニシャルコストが多少かかっても先行投資と理解して頂き、ランニングコストを抑えられる設備を率先導入		192	県民意見3									
・交通関係予算において道路建設の占める割合が突出している。車優先社会から人・環境優先社会への転換を明確にし、交通予算の配分を見直すこと。		193	県民意見3									

条例検討項目(対応措置)について(案)

環境審議会委員意見 環境審議会委員の意見(5/9)(下線は7/15の環境審議会で出された意見) 県民意見1 県民意見のうち第1回検討会に資料提出したもの(3人)
 環境審議会委員意見 専門委員の意見(下線は7/11以降に出された意見) 県民意見2 県民意見のうち第2回検討会に資料提出したもの(2人)
 県民意見2+ 県民意見のうち第2回検討会に追加資料提出したもの(2人)
 県民意見3 県民意見のうち第3回検討会に資料提出したもの(16人)
 (下線は7/11以降に出された意見)

事業者としての国・地方公共団体を含む

部門	項目	意見	県民計画		関連法律	主な関係団体	条例上の実施主体				備考	
			番号	提出者			県民	事業者	市町村	備考		
民生部門 廃棄物・省資源関連	レジ袋の削減	・レジ袋の有料化	194	県民意見1・2・3	使い捨て社会からの脱却(2-(1)-1)	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(未定)	日本チェーンストア協会(社)日本フランチャイズチェーン協会					
		・レジ袋使用税をかける(環境税)	195	県民意見3								税
		・レジ袋は廃止して欲しい	196	県民意見3								
		・マイバッグ利用の推進	197	県民意見3								
	容器・包装の削減	・トレーが生産地から商品としてくる場合、梱包元に課税	198	委員意見	使い捨て社会からの脱却(2-(1)-1)		日本チェーンストア協会(社)日本フランチャイズチェーン協会					税
		・使い捨て製品へ環境税を課税する。また、使用を制限する。	199	県民意見3								税
		・紙パック類はすべてなくし、リユースびんにする	200	県民意見1								
		・容器は容量ごとに規格統一し、再利用しやすいものにし、回収は事業者の責任とする(環境税で助成する)	201	県民意見3								税
		・デポジット制を導入し回収の促進を図る(環境税で助成する)	202	県民意見3								税
	生ごみの有効利用	・牛乳、酒類等紙パック使用を規制し、リターナブルビン使用を促進する(環境税で助成する)	203	県民意見3							税	
		・生ゴミを回収して肥料にできるしくみ作り	204	県民意見3	使い捨て社会からの脱却(2-(1)-1)							
	その他	・生ごみ、廃食油等、有機廃棄物の有効利用の推進	205	委員意見								
		・住宅について、取り壊す前に欲しい人が利用できるような猶予期間の公示の義務付け	206	委員意見		建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)						
		・市町村に公共のリサイクルショップをおく	207	県民意見1								
・自転車の修理技術者(等)を養成する		208	県民意見1									
・ごみの減量、資源回収を。ものを大切にする		209	県民意見3									
・雑古紙をいつでも出せる、または出しやすいようにして欲しい		210	県民意見3									
・グリーンコンシューマー拡大及び推進活動の継続		211	委員意見	使い捨て社会からの脱却(2-(1)-1)								
・県、業者と県民の定期的な意見交換委員会の設置		212	委員意見									
その他	・製造企業に対し製品設計、流通・小売企業に対し流通・販売過程において、廃棄物を減少させる対策を求める。このため、「エコアクションなごの」の取得を促進する。また、取得した企業を公表する。	213	委員意見	環境認証制度の導入(3-3)								
	・廃棄物を焼却することにより大量の二酸化炭素が放出されていると考えていることから、廃棄物条例については是非積極的に推進	214	県民意見2+									

条例検討項目(対応措置)について(案)

環境審議会委員意見 環境審議会委員の意見(5/9)(下線は7/15の環境審議会で出された意見) 環境審議会委員の意見(下線は7/11以降に出された意見) 県民意見1 県民意見のうち第1回検討会に資料提出したもの(3人) 県民意見2 県民意見のうち第2回検討会に資料提出したもの(2人) 県民意見2+ 県民意見のうち第2回検討会に追加資料提出したもの(2人) 県民意見3 県民意見のうち第3回検討会に資料提出したもの(16人)(下線は7/11以降に出された意見)

事業者としての国・地方公共団体を含む

部門	項目	意見	県民計画		関連法律	主な関係団体	条例上の実施主体				備考
			番号	提出者			県民	事業者	市町村	県	
その他		・施策を推進するための財源確保に努める。森林保全のための水源税の創設など	215	県民意見1							税
		・環境目的税(減免措置・還流措置含む)	216	委員意見・ <u>県民意見3</u>							税
		・固定資産税・相続税等のグリーン化	217	委員意見		地方税法・相続税法					国税・市町村税
		・各施策の実効性を確保するためには、個人、事業者に対する動機付けが必要であるため、環境税の導入も含めて検討すること。ただし、環境税を導入する場合は目的税とし、温暖化防止対策促進の財源とすること。	218	<u>県民意見3</u>							税
		・経済活動や経済効率よりも、温暖化防止のための活動を最優先する条文を入れる	219	県民意見2+							
		・地球を考える事は地域を考えることと同義語であることから、県のいうコモンズを具体的に動機付けとして条例に盛り込む必要がある	220	県民意見2							
		・条例に違反した場合に徴収した罰金はすべて温暖化防止対策に充てる	221	県民意見2+							
		・他県に先駆けた長野県版(長野モデル)としての条例化、施策の確立	222	<u>県民意見3</u>							
		・努力目標ではなく規制を明確にする。又、CO2削減に結び付く事業や県民活動に対しては、減税措置や県独自の助成策を講じる	223	<u>県民意見3</u>							税
		・罰則ではなく、実施努力している事業者・個人を模範とし公表する	224	県民意見1							
		・真摯に取り組んでいる個人または団体に対し、奨励する意味で、長野県環境賞のようなものを授与する	225	委員意見							
		・規制的措置の前に、まずは中小企業等の取り組みの遅れている事業者や住民に対する教育・普及啓発を進め、「省エネパトロール隊」のように自ら行動する動機付けを行って自主的な取り組みを促すことが必要	226	<u>県民意見3</u>							
		・事業者が行う全国規模の効果的なエネルギー効率向上を目指した活動を、地域的な規制を行うことで阻害することがないように	227	県民意見3							
		・条例が目指す長野県の未来像を明らかにすること。	228	県民意見3							
		・長野県地球温暖化防止県民計画(以下「県民計画」とする。)の削減目標を達成するため、各項目の「対策」が実施されるよう、理念条例ではなく効力を伴った条例にすること。	229	県民意見3							
		・みんなで対策を実施していく内容にされたい	230	<u>環境審議会(委員意見)</u>							
	・みんなで痛みを分かち合うよう内容であることが肝要	231	<u>環境審議会(委員意見)</u>								
	・二酸化炭素以外の温暖化効果ガスについても、それぞれに応じた削減策を提示すること。	232	県民意見3								
	・条例はCO2削減の一面だけでなく、それが県経済の発展へ繋がることで県民への普及、浸透につながる必要がある。	233	県民意見3								
	・2010年以降の中長期的な目標設定が必要であり、それを条例の柱とする	234	<u>環境審議会(委員意見)</u>								

条例検討項目(対応措置)について(案)

環境審議会委員意見 環境審議会委員の意見(5/9)(下線は7/15の環境審議会で出された意見) 県民意見1 県民意見のうち第1回検討会に資料提出したもの(3人)
 環境審議会委員意見 専門委員の意見(下線は7/11以降に出された意見) 県民意見2 県民意見のうち第2回検討会に資料提出したもの(2人)
 県民意見2+ 県民意見のうち第2回検討会に追加資料提出したもの(2人)
 県民意見3 県民意見のうち第3回検討会に資料提出したもの(16人)
 (下線は7/11以降に出された意見)

事業者としての国・地方公共団体を含む

部門	項目	意見	県民計画		関連法律	主な関係団体	条例上の実施主体				備考	
			番号	提出者			県民	事業者	市町村	県		
その他		・環境影響評価法における温室効果ガス排出量算出及び公表(環境影響評価法横出し)	235	委員意見		環境影響評価法(横出し)						
		・県民計画につき、年度項目毎の詳細目標の設定・実施主体の特定・進捗状況の公表。第三者機関による評価及び政策・施策の追加・強化	236	委員意見								
		・市町村に対し温暖化防止計画策定義務化(エネルギー費削減、間伐面積拡大、荒廃農地減少を係数化で支援)	237	委員意見								
		・信州エコポイント事業 電気・ガス・灯油についてエコ使用量基準を家族構成その他を考慮して設定。同基準以下を一定期間維持した家庭をエコファミリーとして認定し、ポイント設定。この交付金の一定割合を森林整備へ寄付してもらう。	238	委員意見								
		・熱需要統計の作成	239	委員意見								
		・ランドスケーププランナーを中心とした地域保全計画	240	委員意見								
		・一定の地域がまとまって実施するようなケースについては、低利資金制度など支援策を設ける	241	県民意見1								
		・NGO助成	242	委員意見								
		・CO2削減に明らかに効果がある商品に対しては、購入した個人や企業へ助成金の交付	243	県民意見3								
		・省エネ対策として配管設備の変更や積雪地域における屋根融雪・ロードヒーティングにより、凍結防止剤の利用減少を助成	244	県民意見3								
		・温暖化防止ファンドの新設と運用	245	委員意見								
		・温暖化防止対策実施のための財源として、基金の創設等を検討すること。(行政に関して)	246	県民意見3								
		・過疎地域への補助施策としてCO2取引による過疎地域支援が重要	247	県民意見2								
		・排出権取引の導入	248	県民意見3								税
		・県市町村は、施策を推進するため、推進員を一定数養成確保する	249	県民意見1								
		・推進(委)員の地位の向上を図る	250	県民意見3								
		・温暖化防止や環境保全活動をしている種々なNPO法人や団体、グループなどがそれぞれに活動しているのを、お互いに連携協力し合い更に大きな活動にしていけるようにネットワークなどの体制を整える	251	県民意見3								
	・各市町村トップの方に推進(委)員になっていただく、または講習会に参加していただくことを希望。	252	県民意見3									
	・市町村に兼任部署ではなく専門部署の設置義務化	253	県民意見3									
	・国や自治体に取り組んでいる温暖化防止対策について市民に情報提供し、また市民からの意見・要望を受け付けるため、市町村と協力し環境対策部署内に窓口を設置すること。	254	県民意見3									

条例検討項目(対応措置)について(案)

環境審議会 委員意見 環境審議会委員の意見(5/9)(下線は7/15の環境審議会で出された意見) 環境審議会 専門委員の意見(下線は7/11以降に出された意見) 県民意見1 県民意見のうち第1回検討会に資料提出したもの(3人) 県民意見2 県民意見のうち第2回検討会に資料提出したもの(2人) 県民意見2+ 県民意見のうち第2回検討会に追加資料提出したもの(2人) 県民意見3 県民意見のうち第3回検討会に資料提出したもの(16人) (下線は7/11以降に出された意見)

事業者としての国・地方公共団体を含む

部門	項目	意見	県民計画		関連法律	主な関係団体	条例上の実施主体				備考	
			番号	提出者			県民	事業者	県	市町村		
その他		・温暖化防止対策の中にはその実施により環境負荷を与えるものもあるため、施策効果を定量化できる評価基準を確立し、情報の混乱を回避すること。	255	県民意見3								
		・情報提供は行政が行うが、実施はNGOや民間が行うことが大事	256	環境審議会(委員意見)								
		・県は長野県が地球温暖化対策を進めている県であることを、広くPRし、その啓蒙に務める。	257	委員意見								
		・テレビ、ラジオ、ポスター等を通じて積極的に呼びかけを行うこと。	258	県民意見3								
		・マスコミを通じ情報の開示をし人々の意識を高める	259	県民意見3								
		・環境の取組み = 経営・経済の活性化という構図、方程式を示す。	260	県民意見3								
		・現状(例:自分が乗っている車の排気ガスレベル)を知る取組みや活動	261	県民意見3								
		・1990年の温室効果ガスは、保証されているのであるから、現在は、それから何がどのように増加したのか、又その原因の詳細を説明してほしい	262	県民意見3								
		・科学者・化学者は、国民に、もっとくわしく説明する責任があるのではないか	263	県民意見3								
		・長野県版排出ガス算定基準の明確化	264	県民意見3								
		・今のエネルギー消費のままでは新エネルギーを導入しても供給量が圧倒的に足りないため、まず省エネ・省資源の徹底を最優先とすること。	265	県民意見3								
		・企業や大学などと提携し、温暖化防止のために研究開発している素材や商品等の実用化実験を優先して受け入れるモデル県となしてほしい 行政機関のみならず、各企業、一般家庭などに、モニターとして協力してもらえるよう県として取り組む	266	県民意見2+								
		・企業への問題提起を定期的に発信してほしい	267	県民意見2+								
		・継続的に積極的に県民・市民の協力を得るようにして、素晴らしい環境先進県を創造して欲しい	268	県民意見3								
	・地域住民と行政、企業が一体になり、さらに進んだ取り組みをして頂きたい	269	県民意見3									
	・個々の立場にあった温暖化防止カリキュラムを作成	270	委員意見									
	・「冷えすぎ・暑すぎ110番事業」冷房、暖房が強すぎると感じた人は、県温暖化防止活動推進センターへ連絡できる ・同センターは当該の建物の管理者へ連絡し、点検と改善を要請する。県は再三の改善要請に応えない管理者への指導を行う。	271	委員意見									